

「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）

※下線部は 12 月 5 日送付版からの変更点

〔趣旨〕

平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6 万円の「子育て応援特別手当」を支給する。

1. 実施主体

市町村（特別区を含む。）とする。

2. 対象となる子の範囲

世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。特別手当支給基礎児童）（兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む。）が 2 人以上おり、かつ、就学前 3 学年、すなわち、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた子がいる場合であって、特別手当支給基礎児童のうち第 2 子以降の平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間の生まれの子であって、以下のいずれかの要件に該当する子を支給対象とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3. 支給対象者

対象となる子の属する世帯の世帯主であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

4. 支給の基準日

支給基準日（平成21年2月1日）時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、当該市町村が支給を行う。

5. 所得が高い者の取扱い

所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上である場合について、当該世帯主に対し「子育て応援特別手当」（以下「特別手当」という。）を支給しないこととすることができることとする。

なお、市町村は、特別手当の支給に当たり、一定の考え方に基づき、受給の辞退を呼びかけることができる。

<手続イメージ>

- ① 特別手当の支給申請時において、次に掲げる事項について同意を得た上で、支給決定。
 - (ア) 平成21年所得を確認するため、後日、世帯主の収入の状況等を把握するため、税情報を閲覧又は取得することがあり得ること
 - (イ) 世帯主に係る平成21年所得が市町村の定める基準額を超えた場合にあっては、特別手当を返還すること。
- ② 平成21年所得が確定した後、当該世帯主に係る平成21年所得について、税情報により確認し、当該所得が市町村の定める基準額を超えていた場合、特別手当の返還を請求する。

5. 支給額

3. 6万円を一時金として支給する。

6. 支給方法

原則として口座振り込みにより支給する（場合によっては、現金支給による支給も可）。

7. 支給事務フロー

<事務イメージ>

- ① 市町村は、住民基本台帳のデータから、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子がいる世帯を抽出し、後者の子のうち、年齢順に2人目以降となる人数を抽出。
- ② 市町村は、特別手当の支給案内を実施。
- ③ 申請者は、支給対象となる子の氏名、性別、生年月日、住所を記載する。
- ④ 市町村は、申請書に記載された子の人数と台帳の子の人数との照合を行い、手当を支給する。

8. 支給開始日等

支給開始日は、市町村において決定する（可能な限り、年度内の支給開始を目指すものとする）。

申請期限については検討中 （申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内）。

9. 事業形式

市町村の事業に対する補助事業として実施する。

10. 経費負担等

事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、交付金を交付する （事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）。

事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する（経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置等は必要ない）。